

高松市監査委員告示第24号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

# 監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和2年7月31日)



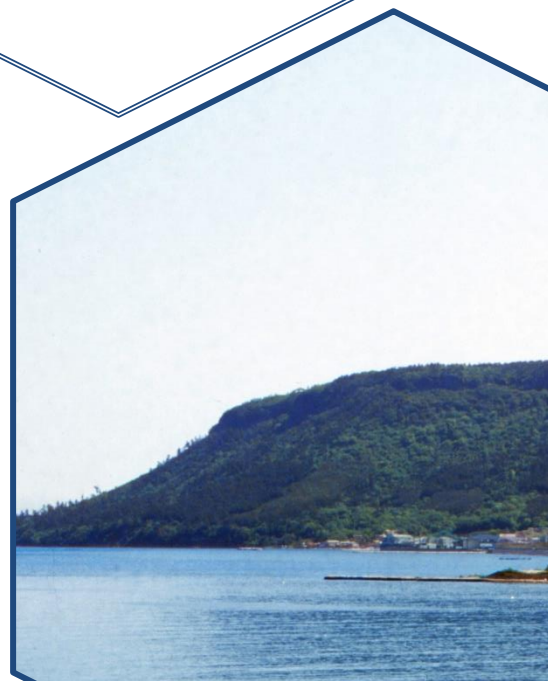
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R2.7.31

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	意見	栽培漁業推進に係る制度の見直しについて	P16	創造都市推進局	農林水産課	R2.6.29
2	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24	都市整備局	都市計画課	R2.7.7

- ※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号
- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

## 2 平成31年度の重点取組事項

### (2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見		
意見の項目	栽培漁業推進に係る制度の見直しについて		
意見の内容	業務委託又は負担金から補助金に統一化するとともに、受益者負担を求め漁業者の主体的な活動を支援する仕組みに転換するなど、栽培漁業推進に係る制度の見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P16		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年6月29日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、事業内容を精査し、平成31年度から、栽培漁業推進業務委託を廃止することとした。</p> <p>また、香川県東部漁業協同組合連合会が実施する放流事業に対する「東讃地域栽培漁業事業負担金」については、当該事業主体が、さぬき市、東かがわ市及び高松市（庵治町及び牟礼町）エリアにかかる漁業協同組合で組織される団体であるため、事業の性質上、負担金の支出を継続することとした。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月7日
所管課等	都市整備局 都市計画課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度及び令和元年度（平成31年度）普通財産貸付台帳を作成し、令和2年度貸付分については、新たに貸付台帳を作成した。</p> <p>今後の貸付手続に当たっては、公有財産事務取扱規則等を遵守し、適正に事務手続が執行できるよう、借受期間延長の許可及び貸付料の受け入れ決裁時に貸付台帳を添付することについて、周知徹底を図ることとした。</p>